令和７年度　越谷市社会福祉施設等指導監査実施計画

令　和　７　年　４　月
越谷市福祉部福祉総務課

越谷市が所管する社会福祉法人並びに社会福祉施設及びサービス事業所の適正な運営確保を目的とした指導監査を実施するための計画を次のとおり定める。

１　実施方針

（１）利用者の立場に立った指導監査

利用者に安心かつ安全なサービスが提供されるよう、社会福祉施設及びサービス事業所の運営管理について適切な支援を行う。

（２）効率的・効果的な指導

指導の効率化及び指導時の文書削減を図りつつ、サービスの質の確保・向上（よりよいケアの実現）、利用者の保護、不適正事案等の防止に効果的な実地指導を行う。

（３）改善の徹底、機動的な監査

指導事項の改善が確認できない場合は、必要に応じて責任者の呼び出し、連続した指導・監査などの措置を講じ改善の徹底を図る。また、苦情・通報、事故報告等により、著しい運営基準違反及び給付費の不正請求等が疑われる場合は、迅速な特別指導監査及び監査を実施するなど機動的に対応する。

２　重点事項

（１）社会福祉法人

重点事項	着眼点
理事会等運営	理事会及び評議員会において、続けて欠席している理事又は評議員がいないか。
人事管理	「施設長等の重要な役割を担う職員」を定款又はその他の規定等において明確に定めているか。
会計管理	計算書類及び附属明細書が、適正に作成され、整合がとれているか。

（２）社会福祉施設・サービス事業所

重点事項		着眼点
人員基準		職員・従業者の員数は条例で定める基準等を満たしているか。
報酬基準		法令に基づく報酬、給付等の請求を適正に行っているか。
運営基準		以下の項目において、適正な運営を行っているか。
	事故防止・安全計画等	研修実施、委員会開催など事故防止に最善の注意を払うとともに、事故が発生した場合の体制を整備し、原因分析や再発防止策の検討を行っているか。関係機関に速やかに事故報告を行っているか。〔保育〕安全計画に基づく対応を行っているか。
	虐待防止・身体拘束廃止	研修実施、委員会開催など虐待防止・身体拘束廃止に向けた具体的かつ効果的な取組を行っているか。利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めているか。
	非常災害対策等	〔保育〕非常災害に備えるため、毎月、避難及び消火訓練を実施し、記録しているか。 〔介護・障害〕非常災害発生等に備えた業務継続計画を策定し、当該計画に基づく対応を適切に行っているか。
	感染症対策	感染症及び食中毒の予防、まん延の防止のための取組みを適切に行っているか。
	業務管理体制整備	新規参入事業者の届出や既届出事業者の届出事項変更に伴う変更届を適正な機関に遅滞なく行っているか。

３　一般指導監査・指導（定期実地指導）　対象・実施時期・結果の公表

令和７年５月～令和８年３月に、次の事業者を対象に一般指導監査及び指導（実地指導）を実施する。なお、当該年度に実施する保育施設等に対する指導監査（実地指導）については、より適切な施設・事業所運営を促すことを目的に、翌年度当初に施設ごとの指摘事項や改善状況等を市ホームページに掲載する。

（令和６年１０月１日時点）

種別		総数	対象数	実施周期（原則）
社会福祉法人		２０	６	３年に１回
社会福祉施設・サービス事業所	老人福祉施設 介護保険サービス	６６０	１４９	３～６年に１回
	障害者支援施設 障害福祉サービス	４４４	１０５	３～６年に１回
	児童福祉施設※ 保育サービス※	１９３	１０５	１～６年に１回

※児童福祉施設に公立保育所３施設・保育サービスに幼保無償化対象１１サービス含む。

以上